

企業立地に関する 助成・支援制度のご案内



北海道帯広市

HOKKAIDO OBIHIRO CITY

帯広市企業立地促進条例（助成）

1. 工場等の新設・増設に対する助成

対象施設	要件		助成額	限度額
・物の製造又は加工を行う施設 ・リサイクル工場 ・新エネルギー電気供給施設 ・植物工場 ・物流関連施設	新設	投資額 2千万円超 雇用増 5人以上	投資額の8％ 10万円(15万円)/人	投資額分 1億5千万円 雇用増分 5千万円
		投資額 2千万円超 (借主の雇用増5人以上)	投資額の4％ (貸主へ助成)	
	増設	投資額 2千万円超 雇用増 2人以上	投資額の6％ 10万円(15万円)/人	投資額分 1億円 雇用増分 5千万円
		投資額 2千万円超 雇用増 現状維持以上	投資額の4％ 再申請期間の条件あり	
	加算	食産業振興加算	該当投資額の2％	新設・増設限度額と合算
		生産性向上加算 (増設のみ)	該当投資額の1％	
		デジタル化推進加算	該当投資額の1％	
		脱炭素社会推進加算	該当投資額の20%	1千万円
	緑化	工場立地法第6条 届出工場（特定工場）	緑地及び環境施設 1,500円/㎡	5百万円

※物の製造又は加工を行う施設：日本産業分類における製造業のうち、物の製造又は加工を行う施設
※リサイクル工場：一度使用され、又は使用されずに収集されたものを利用できるようにする施設
※新エネルギー電気供給施設：太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて電気を供給する施設
※植物工場：米、麦類、雑穀、豆類、野菜（きのこ含む）、果樹、花き類、工芸農作物、ばれいしょ、かんしょ、飼肥料作物、採種用作物を、栽培環境を人工的に制御し、通年で栽培する施設
※物流関連施設：物の輸送・こん包・荷さばき等を行うもの又は貯蔵を行う施設

2. 特定事業所、試験研究施設の新設・増設に対する助成

対象業種	要件		助成額	限度額
・特定事業所 ・試験研究施設	新設	投資額 2千万円超 雇用増 5人以上	投資額の8％ 10万円(15万円)/人	投資額分 1億円 雇用増分 5千万円
	増設	投資額 1千万円超 雇用増 3人以上		

※特定事業所：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、機械設計業、デザイン業、システムインテグレーション事業、アプリケーション・サービス・プロバイダ事業、データセンター事業、デジタルコンテンツ事業、コールセンター事業を指します
※試験研究施設：高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設
※助成金のお支払いは金額に応じて最大4か年の分割払いとなります。

帯広市企業立地促進条例（固定資産税免除）

3. 固定資産税の免除

対象業種	要件	免除される固定資産税
・ 製造業	投資額 2 千万円超	3 年間免除 ・ 建物 ・ その他附属設備（冷暖房設備、照明設備照明設備、通風設備、昇降機等） ・ 構築物（ドック、橋、岸壁、軌道、貯水池、坑道、煙突等） ・ 土地（着工日前 1 年以内に取得したもの） ・ 機械、装置その他の償却資産
・ 卸売業のうち各種商品卸売業、飲食料品卸売業、竹材・木材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業 ・ 植物工場	投資額 5 千万円超	
・ 別表に定める業種	投資額 1 億円超	

別表

日本標準産業分類における大分類	中分類
農業、林業	農業（植物工場の定義に該当するものに限る。）
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く。）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業（塩製造業を除く。）、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業（鉄道車両・同部分品製造業を除く。）、その他の製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、熱供給業
情報通信業	情報サービス業、インターネット附随サービス業
運輸業、郵便業	道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業（鉄道施設提供業を除く。）
卸売業、小売業	各種商品卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業のうち旅館、ホテル（風俗営業法第 2 条第 6 項第 4 号に定める施設を除く。）
生活関連サービス業、娯楽業	市長が特に認めるもの
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業、その他のサービス業

- ※固定資産税の免除は、全ての工事完成後にまとめて免除ではなく、完成した建物や導入した機械装置等から随時免除を行います。
- ※対象業種名は、総務省が定める日本標準産業分類に基づいています。
また、植物工場は帯広市が独自に基準を定めており、新設・増設の場合と同様です。
- ※リサイクル工場は業務内容により判断を行うため、ご相談ください。
- ※前ページの助成と固定資産税の免除は併用することが可能です。

他の補助金との併用について

- ◎帯広市の補助金・固定資産税免除の制度は、北海道の補助金（北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成と措置）と併用可能です。
- ◎北海道の補助金以外（国の事業再構築補助金等）を受けている場合は減額になる可能性がありますので事前にご相談ください。

手続きの流れ(助成のみの場合)

指定申請書の提出

・ ・ ・ 工事着工日60日前から30日後まで



変更届

・ ・ ・ 指定通知後、工事完了までに内容の大きな変更があった場合のみ



工事着手届

・ ・ ・ 着工後10日以内、工事着工後に指定申請書を提出した場合は、指定通知を受け取った後速やかに



工事完了届

・ ・ ・ 工事完了後10日以内



操業開始届

・ ・ ・ 操業開始後10日以内



操業状況報告書

・ ・ ・ 操業開始年度から6年間、各年度決算後2ヶ月以内



補助金申請書

・ ・ ・ 操業開始後1年を経過してから申請



実地検査

・ ・ ・ 補助金申請書受領後、市職員が現地検査を行います



補助金のお支払い

・ ・ ・ 金額に応じて最大4か年の分割払いとなります

※上記は一般的な手続きの例となります

お問い合わせ先

帯広市役所 経済部経済企画課 工業振興係

TEL : 0155-65-4167 (直通)

Mail : keizai@city.obihiro.hokkaido.jp

〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1



↑ 帯広市ホームページ ↑